

# 知的財産推進計画2019の フォローアップ

令和2年3月23日  
農林水産省



# 種苗法の一部を改正する法律案の概要

【令和2年3月3日閣議決定】

## 背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

## 法律案の概要

### 1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

#### (1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。  
(第21条の2～第21条の4)

※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る（育成者権の侵害罪は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金）

- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（10万円以下の過料）。

(第21条の2第3項・第5項・第6項、第57条の2、第75条)

#### (2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。  
(旧法第21条第2項・第3項)

#### (3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。  
(第6条、第15条の3、第45条)

### 2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。  
(第35条の2)

- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。

(第17条の2、第35条の3)

### 3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実（第8条）、ii 外国人の権利享有規定の明確化（第10条第4号）、iii 在外者の代理人の必置化（第10条の2）、iv 通常利用権の対抗制度（第32条の2）、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充（第37条）の措置を講ずる。

- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。  
(第59条第1項第2号)

施行期日：令和3年4月1日

ただし、1(2)については、令和4年4月1日、1(1)並びに3①iii、v及び3②については、令和2年12月1日、3①iiについては、公布日

# 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の概要

## 【令和2年3月3日閣議決定】

### 背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

### 改正の概要

#### 1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

#### 2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「**特定家畜人工授精用精液等**」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液等を想定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
  - 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
  - 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



#### 3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
  - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
  - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
- 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
  - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1号)
  - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

### 施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

# 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案の概要

## 【令和2年3月3日閣議決定】

### 背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。
- 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※本法案と「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」（改正法）は、家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の不適切な流通等を防止するという趣旨が一致。

※改正法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法案による特定家畜人工授精用精液等に係る不正競争への差止請求等が実効的となる。また、本法案により精液等の知的財産の価値がさらに高まることを前提に、改正法で和牛など経済的価値が高く適正な流通の確保が特に必要なものを特定家畜人工授精用精液等として指定。

### 法案の概要

#### 1. 不正競争行為の定義

家畜遺伝資源に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。（第2条第3項）

〔（※）改正法第32条の2で指定される特定家畜人工授精用精液等で  
契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの〕

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得（第1号）
  - ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等（第2号）
  - ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第3号）
  - ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等（第4号）
  - ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等（第5号）
  - ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用、譲渡等（第6号、第7号、第10号、第11号）
  - ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第8号、第9号、第12号、第13号）
- 等

#### 2. 民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- 差止請求
    - － 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定（第3条）
  - 損害賠償請求、信用回復措置
    - － 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求（第4条）や信用回復措置（第15条）を規定
  - 民事訴訟手続の特例規定
    - － 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定（第5条）や裁判所による書類提出命令（第8条）等の規定を整備
- 等

#### 3. 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。（第18条、第19条）

- 図利加害目的を持った以下の違法行為
    - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等（第18条第1項第1号～第3号）
    - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等（第18条第1項第4号、第5号）
    - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用・譲渡等（第18条第1項第6号、第8号）
    - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等（第18条第1項第7号、第9号）
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰（第19条）

### 施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

## 農業分野におけるデータ利活用促進とノウハウ保護のルール作り

- 農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在していないことや、データの流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれ等の懸念が、**農業者によるデータ利活用**に際しての足かせとなっている。
- 農業分野における**データ利活用の促進**、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、**農業者が安心してデータを提供できる契約のルール作り**を早急に進めるべく、平成30年12月に「**農業分野におけるデータ契約ガイドライン**」を策定した。
- さらに、農業分野におけるA Iを含むICTを活用する研究開発段階及び利用段階における契約のガイドラインを新たに追加し、「**農業分野におけるA I・データ契約ガイドライン**」として一体化し、2020年3月に公表。

